

(一関市藤沢B&G海洋センター管理運営規則の一部を改正する規則)

改正前	改正後
<p>(附属設備等の使用料)</p> <p>第12条 条例別表第4第1項備考3に規定する附属設備及び備品等の使用料は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例別表第4第3項に規定するその他の場所の使用料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 条例第11条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、一関市公の施設の使用料の減免に関する規則(平成21年一関市規則第2号)によるものとする。</p> <p>別表第1(第12条関係)</p>	<p>(附属設備等の使用料)</p> <p>第12条 条例別表第3第1項備考3に規定する附属設備及び備品等の使用料は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例別表第3第3項に規定するその他の場所の使用料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 条例第12条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、一関市公の施設の使用料の減免に関する規則(平成21年一関市規則第2号)によるものとする。</p> <p>別表第1(第12条関係)</p>

区分	単位	使用料
電気器具等	<u>1回につき消費電力 量 1 kwhまで</u>	50円
<u>_____</u> _____を持込使用す る場合の電気料金	<u>1回につき消費電力 量 1 kwhを超える場合</u>	<u>3 kwhまでは100円とし、 3 kwh増えるごとに50円 を加算した額</u>

区分	単位	使用料
電気器具等 (消費電 力の合計が500Wを 超える場合に限 る。)を持込使用す る場合の電気料金	<u>コンセント 1 か所に つき 1 時間 (コンセン ト 1 か所当たりの消 費電力は1500Wまでと する。)</u>	50円

様式第5号(第5条関係)

藤沢B&G海洋センター会員・スイミングクラブ退会届

年 月 日

一関市長 様

(〒 -)

住 所 (所在地)
氏 名 (法人名)
代表者職名及び氏名
(保護者氏名)
電話番号

藤沢B&G海洋センターの会員・スイミングクラブを退会したいので、次のとおり届け出ます。

所属する会員の区分 又はクラブ名	コ ー ス	曜 日 コ ー ス
退 会 す る 者	氏 名	性 別
	①	男 ・ 女
	②	男 ・ 女
	③	男 ・ 女
	④	男 ・ 女
	⑤	男 ・ 女
	⑥	男 ・ 女
	⑦	男 ・ 女
	⑧	男 ・ 女
退 会 年 月 日	年 月 日	
年 会 費 納 付 確 認	済 ・ 未	
月 会 費 納 付 確 認	済 ・ 未	
会 員 又 は ク ラ ブ 員 証 の 返 却 確 認	済 ・ 未	
会 員 又 は ク ラ ブ 員 番 号		
備 考		

注 未成年者が退会するときは、必ず保護者が届出者となってください。

様式第5号(第5条関係)

藤沢B&G海洋センター会員・スイミングクラブ退会届

年 月 日

一関市長 様

(〒 -)

住 所 (所在地)
氏 名 (法人名)
代表者職名及び氏名
(保護者氏名)
電話番号

藤沢B&G海洋センターの会員・スイミングクラブを退会したいので、次のとおり届け出ます。

会員の区分 又はクラブ名	コ ー ス	曜 日 コ ー ス
退 会 す る 者	氏 名	性 別
	①	男 ・ 女
	②	男 ・ 女
	③	男 ・ 女
	④	男 ・ 女
	⑤	男 ・ 女
	⑥	男 ・ 女
	⑦	男 ・ 女
	⑧	男 ・ 女
退 会 年 月 日	年 月 日	
年 会 費 納 付 確 認	済 ・ 未	
月 会 費 納 付 確 認	済 ・ 未	
会 員 又 は ク ラ ブ 員 証 の 返 却 確 認	済 ・ 未	
会 員 又 は ク ラ ブ 員 番 号		
備 考		

注 未成年者が退会するときは、必ず保護者が届出者となってください。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。